

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第 9 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 廃棄物の排出に関する事務

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和 8 年 6 月 26 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	積算業務における照査の徹底について改善を求めたもの 抽出した案件の積算業務について確認したところ、次のとおり不備が検出された。 こども青少年局の産業廃棄物（蛍光灯）処理においては、先に処分業務委託を発注して処分業者（処分先）を決定した後、収集運搬業務委託を別発注して収集運搬業者を決定する方法を採用している。 ■下見積の徴取方法について ・収集運搬業務委託の下見積は、別発注の処分業務委託により処分業者（処分先）を決定した上で依頼すべきであったが、処分業者（処分先）を決定する前に下見積を依頼していた。 ・3社に下見積を依頼していたが、そのうち2社の下見積が不存在となっていた。 ■予定価格の算定について ・下見積が1社分しか保管されておらず、見積を比較した経過が確認できない。 ・予定価格を過去の実績価格に近い価格とするため、下見積を参考とせず積算していた。 【指摘事項】 こども青少年局は、積算照査チェックリストを作成するなど、組織として積算照査を適切に実施することができる仕組みを構築されたい。 また、下見積徴取時のルールや見積書の扱いについて比較見積ガイドラインなどを参考に、定期的な研修等により関係職員に周知徹底されたい。	契約予定価格の算定にあたり、組織として適切に積算照査を実施するよう、積算照査チェックリストを作成。令和 8 年 3 月 13 日付けで各課へ周知し、担当課長を含めた複数人で確認を行う仕組みを構築した。 また、6 月 3 日、4 日に実施した「契約事務研修」において、下見積徴取時のルールや見積書の取扱い等について具体的に説明を行い、関係職員への周知徹底を図った。今後も、人事異動等を踏まえ、毎年 6 月頃に実施する当該研修において、継続して本件の周知を行う。	措置済	令和 8 年 6 月 4 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	産業廃棄物管理票（紙）の使用に伴う法令等の遵守について改善を求めたもの 抽出した案件の産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）の使用状況及び報告書の提出状況を確認したところ、次のとおり不備が検出された。 - 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託において、紙manifestoを使用していた。 - 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）を当該事業場の所在地を管轄の都道府県又は政令市等に提出していなかった。 【指摘事項】 こども青少年局は、監督職員に対し、電子manifesto導入の経緯、設計図書への記載の重要性、電子manifesto使用に係る作業手順について、改めて研修等を実施し、より適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底されたい。 また、紙manifestoを使用した場合に必要となる報告書提出をチェックできる体制を構築されたい。	令和3年度の契約管財局及び環境局からの電子manifesto導入にかかる通知について、令和8年3月9日に再度局内で周知を行い、電子manifesto導入の経緯及び設計図書への記載の重要性についての理解促進を図った。併せて、電子manifestoシステムのマニュアルを送付し、作業手順の再確認を行うとともに、総務課において必要に応じて作業に係る個別相談に対応する旨周知するなど、各担当において適切に発注者責務を果たすよう周知を図った。なお、今後毎年6月頃に開催する「契約事務研修」においても、仕様書への適切な記載等について継続して周知を行う。 また、やむをえず紙manifestoを使用した場合に産業廃棄物管理票交付等状況報告が適切になされるよう、年度内のmanifesto交付状況の管理票を作成し、担当課長まで共有することで組織的に管理する仕組みを構築した。	措置済	令和8年3月9日